

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県統計調査条例	公 布 日	平成21年3月25日	
条例番号	平成21年三重県条例第7号	直近改正日	なし	
所管部局課	戦略企画部統計課	電 話 番 号	059-224-2044	
条例の概要	県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与する。	条例の 類型	その他	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	政策決定の基礎資料を得るために統計調査を実施することは必要であるから条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	正確な調査結果を得るため、調査対象者に対して報告義務を課しているものであり、条例で規定することが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	定められている県統計調査で行われていないものはない。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	正確な調査結果を得るため、調査対象者に対して報告義務を課しているものであり、過度な規制となっていない。	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	正確な調査結果を得るために調査対象者に対して報告義務を課し、統計調査の信頼性の確保等のために罰則規定を設けることから条例で定める必要がある。	
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	統計法第40条第1項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	調査や調査結果の活用に支障が生じる。	
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	いいえ	県指定統計調査の規定方法を見直す必要がある。 調査票情報の目的外使用について更なる適正利用を図るために、調査票情報を目的外使用できる場合を明確に規定する必要がある。	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	統計調査は、政策決定の基礎資料となるため、その効果は全ての県民に及び、	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	統計調査は、全県民が対象となる可能性があり、統計調査に対する報告義務は一部の県民に限られない。	
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正を検討する	県指定統計調査の規定方法を見直す必要がある。 調査票情報の目的外使用について更なる適正利用を図るために、調査票情報を目的外使用できる場合を明確に規定する必要がある。		無
				有効期限に関する規定の有無
				無